

福岡県公報

令和2年6月5日
第108号

目次

告示(486-490号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ……………	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	3
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (生活衛生課) ……………	3
○県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ……………	3
○土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) ……………	4
○落札者等の公示 (県民情報広報課) ……………	4
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………	4
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5

○宅地建物取引業者の免許取消し

(建築指導課) …………… 5

告 示

福岡県告示第486号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町田代字坂ノ根3136の1、3136の3、3137、3140の1、3180
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第487号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字イヲホヲ218の2、218の9、218の15、245の3、字ハルタ1341の1、1341の48、1341の51、1366の1、1366の3、字クリノ2350の4、2350の5、字大久保2393、字桂ヶ谷2594の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第488号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成6年4月12日農林水産省告示第703号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第489号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年3月11日農林水産省告示第495号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第490号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
--	---------------	---------------	--------	-------

新	512	みやま市山川町立山1278番地 みやま市交通安全協会 会長 本多賢次	みやま市山川町立山1278番地 みやま市役所 山川支所内	平成31年3月20日
旧		みやま市山川町立山1278番地 みやま市交通安全協会 会長 荒木辰二		

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市赤川516番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県鳥栖市村田町18番地7
成富 大輔、成富 友美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字城山556番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字山隈373番地1
篠原 威史

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	令和2年5月25日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県食品取扱条例施行規則（昭和33年福岡県規則第20号）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 意見を募集しなかった理由
今回の規則廃止は、福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和2年福岡県条例第14号）の制定により福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号）が廃止されたことに伴い、当然必要とされる規則の廃止を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
令和2年5月29日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業

計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営釈迦堂地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和2年6月5日から 令和2年7月3日まで	大牟田市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和2年5月19日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
大牟田土地改良区	土地改良事業計画書 及び定款の写し	令和2年6月5日から 令和2年7月3日まで	大牟田市役所

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
福岡県インターネット動画配信に係る業務委託
- 契約に関する事務と担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 契約の相手方を決定した日

令和2年3月30日

- 契約の相手方の氏名及び住所

- 氏名

株式会社コアラ

- 住所

福岡市中央区天神一丁目4番2号

- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,487,520円

- 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

- 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条第1(b)(ii)に該当

公告

解散した清算法人道手東土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
兒 島 孝 司	田川市大字伊加利248番地2
小 林 豊 康	田川市大字伊加利481番地3
柴 田 章 二	田川市大字伊加利555番地
柴 田 一 明	田川市大字伊加利548番地
長谷村 辰 幸	田川市大字伊加利96番地
長 静 雄	田川市大字伊加利230番地1

公告

角田北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
豊原 守良	豊前市大字赤熊1283番地19

公告

大村青畑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
尾崎 暢人	豊前市大字青畑268番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原字内堤336番1、336番2及び337番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市鯉田2311番17

合同会社GK

代表社員 小出 隆幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免中央四丁目989番1及び989番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社西日本シティ銀行
代表取締役 谷川 浩道

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
八女市吉田字柏町1953番2、1953番9から1953番11まで、1953番13から1953番39まで、1963番3、1965番7及び1965番9
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女市鵜池5番地1
株式会社西江ハウジング
代表取締役 西江 敬一

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和2年6月5日付けで次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和2年6月5日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18622号	青い鳥株式会社 代表取締役 木下 景雄	福岡市中央区警固3-6-1